

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金228,656円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成26年3月25日

(2) 事故発生場所

境港市中野町地内

(3) 事故の状況

鳥取県境港警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を道路脇に停車して降車した際、同車両のギアが停止位置に入っておらず、サイドブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、同車両が破損したものである。